

各所属所長 殿

一般財団法人宮城県教職員互助会理事長
(公 印 省 略)

一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則及び給付規程の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり改正されましたので承知願うとともに、会員に周知願います。
なお、改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 運営規則関係

厚生給付事業中「入学・卒業祝金」の事業名称を「入学祝金」に変更し、新たに「無給付者給付金」を追加する。

(2) 給付規程関係

イ 遺児育英資金給付金について、「未就学児及び満22歳（一定要件に該当の場合は満24歳）」を「幼稚園等及び満18歳（一定要件に該当の場合は満20歳）」に変更し、「大学」を削除する。

ロ 入学・卒業祝金について、中学校卒業の区分を廃止する。

ハ 無給付者給付金について、事業年度を単位として、2年間各種給付金及び助成金を受けなかったときに3千円を自動給付する。ただし、2年間在会しているものに限る。

2 改正の内容

別紙「一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則の一部改正新旧対照表」及び「一般財団法人宮城県教職員互助会給付規程別表の一部改正新旧対照表」のとおり

3 施行年月日

令和6年4月1日

担当：一般財団法人宮城県教職員互助会
総務事業班
(宮城県教育庁福利課内)
電話：022-211-3678
FAX：022-211-3692

一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則の一部改正新旧対照表

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)	備 考
<p style="text-align: center;">一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則</p> <p style="text-align: right;">(平成25年4月1日 制 定)</p> <p>第1条 (略) (事業の種類)</p> <p>第2条 定款第4条第2項に掲げる事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現職会員に関する事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 厚生給付事業</p> <p>① 結婚祝金</p> <p>② <u>入学祝金</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>無給付者給付金</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第3条～第18条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則</p> <p style="text-align: right;">(平成25年4月1日 制 定)</p> <p>第1条 (略) (事業の種類)</p> <p>第2条 定款第4条第2項に掲げる事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現職会員に関する事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 厚生給付事業</p> <p>① 結婚祝金</p> <p>② <u>入学、卒業祝金</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <hr/> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第3条～第18条 (略)</p>	<p>・卒業祝金を廃止する。</p> <p>・無給付者給付金を追加する。</p>

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行日前に入学、卒業祝金の取扱いが生じたものについては、なお従前の例による。

一般財団法人宮城県教職員互助会給付規程別表の一部改正新旧対照表

改正後 (新)				改正前 (旧)				備考	
給付の種類	条件	給付額及び支給基準	提出書類	給付の種類	条件	給付額及び支給基準	提出書類		
ア 短期給付事業				ア 短期給付事業				支給基準を「未就学児」から「幼稚園等」へ変更し、「大学」は削除する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
遺児育英資金給付金	会員(臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。)が死亡し、 <u>幼稚園等及び満18歳(一定要件に該当の場合は満20歳)以下の児童、生徒等</u> がいるとき。	(1) <u>幼稚園等</u> 月額 11,000円 (2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u> に在籍する者 月額 12,000円 (3) <u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は又は特別支援学校の中学部</u> に在籍する者 月額 14,000円 (4) <u>高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校等に在籍する者</u> 月額 16,000円 (5) 一時金 120,000円 (遺児育英資金給付金の給付に関し必要な事項は、別に定める。)	遺児育英資金(一時金)請求書 (戸籍謄本及び在学証明書)	遺児育英資金給付金	会員(臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。)が死亡し、 <u>未就学児及び満22歳(一定要件に該当の場合は満24歳)以下の児童、生徒等</u> がいるとき。	(1) <u>未就学児</u> 月額 11,000円 (2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u> に在籍する者 月額 12,000円 (3) <u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は又は特別支援学校の中学部</u> に在籍する者 月額 14,000円 (4) <u>高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校又は専修学校等に在籍する者</u> 月額 16,000円 (5) 一時金 120,000円 (遺児育英資金給付金の給付に関し必要な事項は、別に定める。)	遺児育英資金(一時金)請求書 (戸籍謄本及び在学証明書)		
イ 厚生給付事業				イ 厚生給付事業					
給付の種類	条件	給付額及び支給基準	提出書類	給付の種類	条件	給付額及び支給基準	提出書類		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
入学祝金	会員の子が <u>小学校、中学校、高等学校等に入学したとき。</u>	小学校に入学したとき 1人につき 10,000円 中学校に入学したとき 1人につき 10,000円 高等学校等に入学したとき 1人につき 10,000円 (ただし、高等学校等の入学は、1回限りとする。)	入学祝金請求書	入学、卒業祝金	会員の子が <u>小学校、中学校、高等学校等に入学したとき、及び中学校を卒業したとき。</u>	小学校に入学したとき 1人につき 10,000円 中学校に入学したとき 1人につき 10,000円 <u>中学校を卒業したとき</u> 1人につき 10,000円 高等学校等に入学したとき 1人につき 10,000円 (ただし、高等学校等の入学は、1回限りとする。)	入学・卒業祝金請求書		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
									条件等から中学校卒業を削除するとともに事業名等を変更する。

改 正 後 (新)				改 正 前 (旧)				備 考
給付の種類	条 件	給付額及び支給基準	提出書類	給付の種類	条 件	給付額及び支給基準	提出書類	
退会餞別金	(略)	(略)	(略)	退会餞別金	(略)	(略)	(略)	新たに「無給付者給付金」を創設する。
無給付者給付金	<u>会員が事業年度を単位として、2年間短期給付、厚生給付及びその他の給付等を受けなかったとき。ただし、事業年度を単位として2年間在会しているものに限る。</u>	3,000円	自動給付					
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。 (給付の額及び支給基準等に関する経過措置)</p> <p>2 この規程の施行日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 この規程の施行日前に一般財団法人宮城県教職員互助会給付規程(以下「旧給付規程」という。)第3条に掲げる別表ア短期給付事業中遺児育英資金給付金の規定の適用を受ける者については、改正後の規定にかかわらず、旧給付規程による給付の額及び期間等を適用する。</p>								